

第十三号の七様式（第十八条の三十六第四項関係）

(表面)

児童福祉検査証		第	号
写 真	官 職 又は職名		
	氏 名		
	生年月日		
	児童福祉法第五十七条の三第一項及び第三項、第五十七条の三の二第一項並びに第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項に定める当該職員であることを証する。		
	令和 年 月 日 交付		
	こども家庭庁長官		
	都 道 府 県 知 事		
	市（区）町 村 長		
			印

(裏面)

児童福祉法（抄）

第十九条の十六（略）

② 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

④（略）

第五十七条の三 市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

⑤（略）

③ 都道府県は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

④ 第十九条の十六第二項の規定は前三項の規定による質問について、同条第三項の規定は前三項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の二 市町村は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれららの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

⑤ 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の二 内閣府大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児通所給付費等の支給に係る障害児通所支援若しくは障害児相談支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

②（略）

③ 内閣府大臣又は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児入所支援の内容に關し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

④ 内閣府大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行つた者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた障害児通所支援若しくは障害児相談支援に關し、報告若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させることができる。

⑤（略）

③ 内閣府大臣は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児入所支援を行つた者若しくはこれを使用した者に対し、その行つた障害児入所支援に關し、報告若しくは当該障害児入所支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させることができる。

⑦ 第十九条の十六第二項の規定は前各項の規定による質問について、同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用する。

注意

1 この検査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

2 この検査証は、職名の異動を生じ、又は不用となつたときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。